

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容
平成27年度(平成26年度補正繰越分)	松江市	東出雲	—
平成27年度(平成26年度補正繰越分)	出雲市	斐川町	・「農業の6次産業化」及び、「経営面積の拡大」については達成できたが、「経営コストの縮減」については達成できなかった。早期目標達成に向けて、修繕費を抑えるよう定期メンテナンスを指導するなど、経営体の支援を行うよう市や普及部へ指導する。
平成27年度(平成26年度補正繰越分)	雲南市	雲南市	・「農業の6次産業化」については目標達成できたが、「経営面積の拡大」については1つの経営体において目標が未達成となった。今後目標達成に向けて、市やJAで連携して農地集積するよう指導する。
平成27年度(平成26年度補正繰越分)	隠岐の島町	隠岐の島町	・「経営面積の拡大」、「農産物の高付加価値化」、「耕作放棄地の解消」、「雇用」について目標達成できなかった。中間管理機構や農業振興公社と連携し、農地の集積や雇用が行えるよう市へ指導する。また、今後目標達成が非常に困難な場合、関係機関で助成対象者との話し合いの下で目標変更等を含めた改善計画を作成し、目標達成に向けて支援するよう指導する。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。